

くにたち北高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 10 月 29 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

くにたち北高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
名称 くにたち北高齢者在宅サービスセンター
所在地 国立市北 3 丁目 2 番
- 2 指定管理者の名称及び所在地
名称 社会福祉法人弥生会
所在地 国立市泉 3 丁目 1 番地の 6
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで